

第2節 予知型地震計画

1 地震予知情報等の収集と伝達

東海地震注意報及び警戒宣言に係る情報並びに大規模地震関連情報(以下「地震予知情報」という。)は次により収集伝達すること。

(1) 地震予知情報等の収集責任者

地震予知情報は、警備課長が収集すること。なお、他の所属長が、地震予知情報等を収集した場合は、速やかにその内容を警備課長に連絡すること。

(2) 地震予知情報等の収集上の留意事項

ア 県防災行政通信網及び電話での収集を行う。

イ 横浜地方気象台等の関係機関に対し、積極的に問い合わせる収集すること。

(3) 地震予知情報等の伝達

警備課長は、東海地震注意報を覚知したときは、次により伝達すること。

ア 東海地震注意報の伝達

(ア) 消防長及び消防次長に報告するとともに、所属長に連絡すること。

(イ) 各署所には、電話又は電話ファクシミリにより連絡し、一斉指令及び消防無線による伝達は行わないこと。

イ 東海地震予知情報等が公開された場合

東海地震注意報、地震予知情報が報道機関等により一般市民に公開されたときは、一斉指令等で各署所等へ連絡する。

ウ 関係機関との協議

警備課長は、地震予知情報等の円滑な収集を図るため県災害消防課、市防災主管課、横浜地方気象台等の関係機関と連絡を密にし、必要事項について事前に協議するものとする。

2 震災特別配備体制

東海地震注意報を覚知したとき、又は消防長が必要と認めたとき、震災特別配備体制を発令し、消防体制を整える。

3 消防指揮本部等の設置

消防長は、震災特別配備体制を確立するため、第2章第4節の「消防指揮本部」を設置する。

4 職員の動員及び参集

震災特別配備体制発令後、消防の総力を効率的に結集するため第2章第5節の「動員及び参集」により、非勤務職員及び団員の動員を行う。

5 部隊編成

震災特別配備体制発令時には部隊の増強を図り、警戒活動体制及び災害応急活動体制の増強を図るものとする。

(1) 方面別警備体制の編成

非常災害時の組織及び事務分掌による。

(2) 部隊編成上の留意事項

ア 部隊編成の初期は原則として火災に対処する体制を優先する。

イ 東海地震予知情報が一般市民に公開されたとき、迅速に広報活動が開始できる体制を整える。

6 初動体制

地震予知に伴う震災特別配備体制が発令されたときは、直ちに次の初動措置をとり、警戒活動体制を整えるものとする。

隊 名	措 置
各 隊 共 通	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎及び車両等の安全確保 2 落下、転倒物の防護措置 3 非常電源等の確認 4 計画、資料の活用 5 その他責任者が必要と認める事項
指 揮 支 援 隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防指揮本部の設置 2 応急資機材等の調達 3 燃料、食糧、飲料水等の確保 4 職、団員等に係る情報収集
情 報 調 査 隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 巡回広報体制の強化 2 情報収集及び防災主管課との連絡調整 3 危険物等の監視、警戒、応急措置、指導
通 信 指 令 室	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び関係機関等への伝達 2 通信施設の確認及び安全確保 3 医療機関等との連絡調整 4 市民への情報提供
警 備 隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止、初期消火の処置 2 受付、立番、高所見張り勤務の実施 3 部隊編成 4 消防隊等の出場準備 5 車両移動無線局の開局及び試験 6 車両等の安全確保及び資機材の確認と増強 7 巡回広報